

合法性・持続可能性の証明及び発電用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領【抜粋】

第三 事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「合法木材等証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下 認定申請書という）を、別記1-1で定める手数料とともに、所属する単位組合を通じて県木連に提出しなければならない。なお、手数料については、それぞれの証明毎に支払うこと。

第十一 事業者認定の継続

事業者認定の継続を希望する事業者は、有効期限の満了する1ヶ月前までに、別記1アで定める「合法木材等証明及び発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」別記1-1で定める手数料を添えて単位組合を経由して県木連に提出しなければならない。なお、手数料については、それぞれの証明毎に支払うこと。

別記1-1

合法材認定にかかる経費

認定手数料

①合法・持続可能性の証明

書類審査のみの場合

1万円（単組の予備審査経費5千円を含む）

現地調査が必要な場合 実費

②発電用に供する木質バイオマスの証明

1万円（単組の予備審査経費5千円を含む）

現地調査が必要な場合 実費

別記2（事業者認定書の様式）

事業者認定書

令和 年 月 日

様

一般社団法人長崎県木材組合連合会
会長

平成 年 月 日付けで申請がありました合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当団体の合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号

合法性・持続可能性の証明：

発電利用に供する木質バイオマスの証明：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期限：令和 年 月 日～令和 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出て下さい。